

平成29年 8 月 9 日
宮川渇水調整協議会

みやがわ 宮川渇水調整協議会における決定事項について

～節水の解除～

1. 概 要

宮川水系では、5月の降水量が平年比3～4割程度と少なく、農業に必要な水が補給できなくなるおそれがあることを受けて6月21日及び7月25日に宮川渇水調整協議会を開催し、6月22日から農業用水は35%節水(7月26日からは25%節水)、水道用水は自主節水を実施してきました。

台風5号の降雨による河川流況の回復により農業に必要な水は、今後、宮川ダムからの補給がなくても宮川からの取水で確保できる見通しとなったことから、8月9日に第3回宮川渇水調整協議会を開催し、下記の事項を決定しました。

- (1) 8月9日12時をもって節水を解除する。
- (2) 8月9日12時をもって、宮川ダムの発電貯留量の一部から農業用水への融通を終了する。

2. 解 禁 指定なし

3. 配布先 三重県政記者クラブ、第二県政記者クラブ

4. 問い合わせ先

国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所
副所長 瀬古 眞一(せこ しんいち)
河川占用調整課長 鈴木 良(すずき りょう)
〒514-8502 津市広明町297
電話:059-229-2218 FAX:059-229-2231

河川に関する情報はインターネット、携帯端末サイトでもリアルタイムで確認できますのでご利用ください。

《国土交通省 川の防災情報》

インターネットURL <http://www.river.go.jp/>

携帯端末サイトURL <http://i.river.go.jp/>

スマートフォンサイトURL <http://www.river.go.jp/s/xmn0105010/>

(QRコード)



(携帯端末サイト)

(スマートフォンサイト)

